

『電子帳簿保存法の基本と具体的対応』

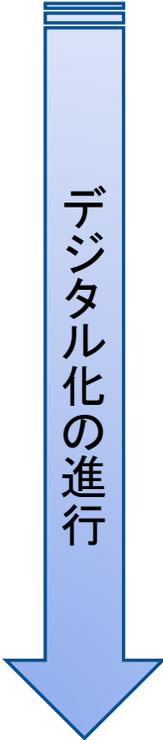
— 国税関係帳簿書類の電子保存及びスキャナ保存 —

税理士 若林俊之

公益財団法人 日本税務研究センター

電子帳簿保存法の経緯

- 平成10年 電子帳簿等保存制度の開始
- 平成17年 国税関係書類のスキヤナ保存制度開始(e-文書保存法施行)
- 平成28年 スキヤナ保存制度の要件緩和
- 令和元年 電子帳簿等保存・スキヤナ保存制度の簡素化・柔軟化、スキヤナ対応書類の範囲拡充
- 令和2年 電子取引保存の要件緩和
- 令和3年 電子帳簿保存法の抜本的な見直し(令和4年施行)



デジタル化の進行

令和3年改正の概要

- 電子帳簿等保存制度及びスキャナ保存制度の承認制度の廃止
- 電子帳簿等保存制度の見直し(最低限の要件による電子保存の可能化、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の創設等)
- スキャナ保存制度の見直し(紙の原本チェックを要する要件を不要化、タイムスタンプ付与までの期間を統一、検索要件を緩和、電磁的記録に係る重加算税の加重措置の創設等)
- 電子取引保存の義務化(次回のゼミで解説)

基本的には緩和措置

電帳法の基本 3つの区分

自己が作成する帳簿・決算関係書類・請求書等データの保存

『電子帳簿等保存』《電帳法4①②》

…帳簿等をPCで作成して電磁的記録

■ 紙で存在する請求書・領収書等の書類の保存

『スキャナ保存』《電帳法4③》

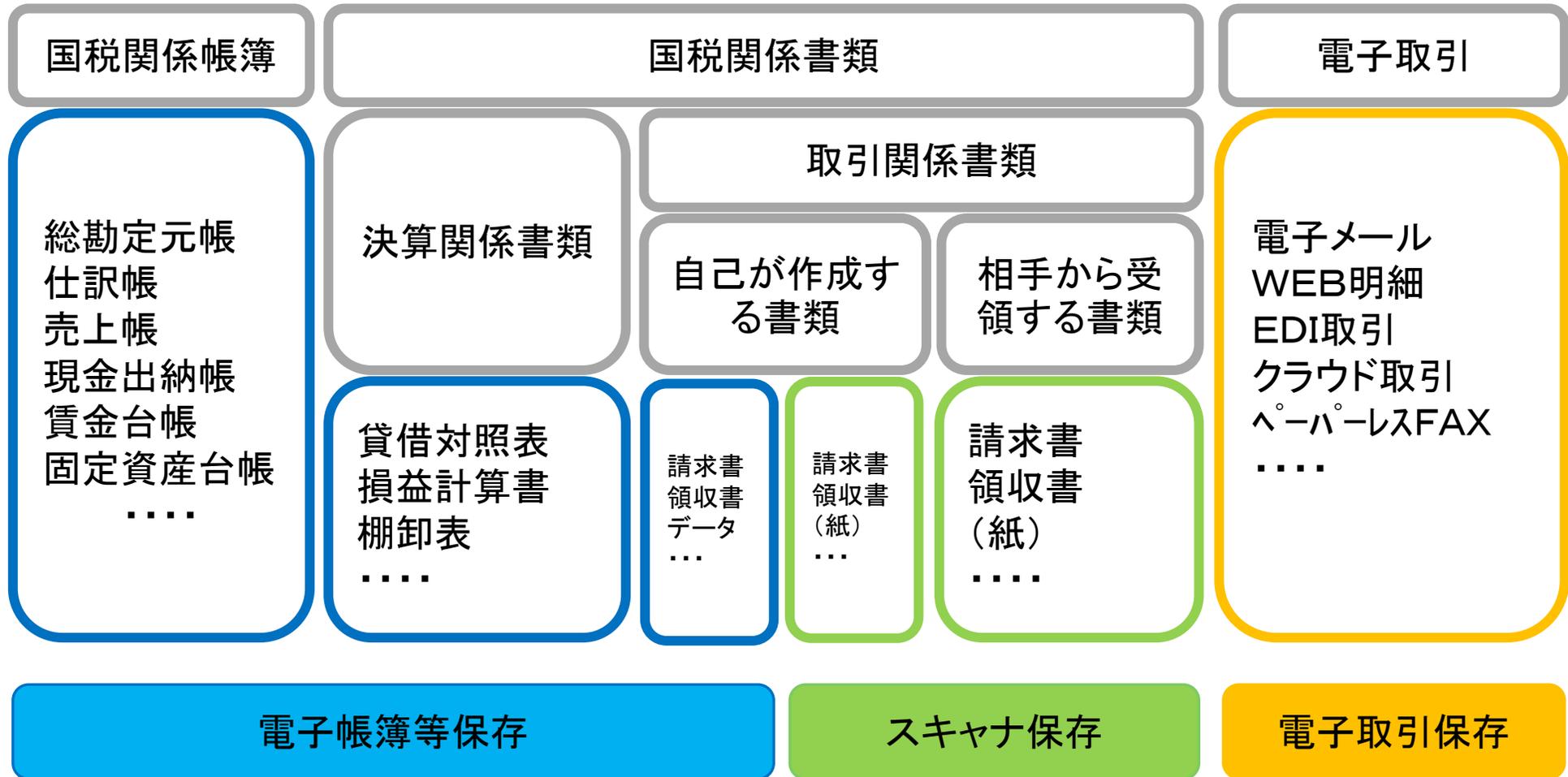
…画像を保存し紙原本は廃棄

■ 電子取引の取引情報等のデータ保存

『電子取引保存』《電帳法7条(旧10条)》

…メール授受・EDI・ウェブ取引等の電磁的記録

電帳法の基本 3つの区分



※ 人事台帳・議事録・有価証券報告書等の電帳法対象外書類もあります。

電子帳簿等保存の令和3年度改正点

- 承認制度の廃止
- 「一般の電子帳簿」の場合
 - ・優良な電子帳簿の要件不要（書類備付義務等はある）
 - ・質問検査権に基づくデータダウンロードに応じる必要
- 「優良な電子帳簿」の場合
 - ・改正前要件（訂正削除履歴・相互関連・検索等）充足
 - ・届出書の事前提出
 - 以上を満たした場合には過少申告加算税5%軽減
 - ・検索要件緩和（日付・金額・取引先に限定）、範囲検索と&検索はデータダウンロードに応じる場合不要
 - ・電帳法利用の青特控除65万円は優良な電子帳簿のみ
- 適用時期 令和4年以降

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	-
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① <u>取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること</u> ※ 改正後、記録項目は <u>取引年月日、取引金額、取引先に限定</u>	○	○	-
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	-
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	-
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		-	-※1	○※2

帳簿保存要件等

◆電帳法対応ソフトなら、基本設定等で選択するだけで適応。

※1 ダウンロードに応じる場合は②③は不要

※2 優良帳簿の要件をすべて満たすときはダウンロードの求めに応じることの要件は不要

電子帳簿保存法Q&Aからみる留意点

Q 販売管理システムと会計システムを連動させていますが、会計システムのデータのみしか要件を満たさない場合は？

A 電子帳簿等保存の要件を満たさないこととなります。
法規54で、総勘定元帳は「すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿」とされているため、**販売管理システムの集計データのみが会計システムに記帳されるだけでは要件を満たしません。**

なお、販売管理システムのデータを書面により保存する方法も認められますが、この場合過少申告加算税の軽減措置は受けられません。(QA19)

Q 過少申告加算税軽減措置には、どの帳簿について要件充足が必要ですか？

A 適用を受けようとする税目に係る全ての帳簿です。**例えば現金出納帳、固定資産台帳、売掛帳、買掛帳、経費帳等が該当します。**(QA36)

スキャナ保存の令和3年度改正点

改正前	改正後
事前承認必要	事前承認なし
タイムスタンプ必須	訂正削除確認可能システムなら不要
受領者本人スキャン時の署名	廃止
受領者本人スキャン時の期間制限3日	最長2カ月+7日に統一
保存後一定期間内の定期検査が必要	廃止
—	保存データ改ざん：重加算税10%過重

※ その他の解像度要件(200dpi以上)、帳簿との関連性要件、見読性要件は変更なし。
検索要件は「日付」「金額」「取引先」に限定される緩和
適用時期は令和4年以降